



陳 情 書

よりよい保育を！福井県実行委員会
(2022 年 5 月)

2022 年 5 月 19 日

高浜町議会

議長 小幡 憲仁 様

団体名 よりよい保育を！福井県実行委員会

事務局 自治労連福井県事務所

代表者氏名 坂井 郁雄

住所 福井市勝見 3 丁目 16-9 辻ビル 3 階



保育所等の最低基準(職員配置・設備の面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情の趣旨

1. 国に対して、「保育所等の最低基準(職員配置・設備の面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」を提出してください。

理由

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染予防の対策をしながら、子どもの命と健康を守り、心身の健全な発達を保障する保育が行われています。しかし、感染予防の対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけています。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染予防の対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の職員配置・設備の面積基準の改善が急務です。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されています。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに 22.7 人になっており、今後 20 人前後の学級が増えることとなりますが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の 4・5 歳児の配置基準(子ども 30 人に保育士 1 人)は、設備の面積基準と同様、1948 年に制定されて以来、一度も改正が行われておらず、放置されているのは、由々しき事態といわざるを得ません。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ国が責任をもって改善を進めることが求められています。

つきましては貴議会により、国に対して「保育所等の最低基準(職員配置・設備の面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。

保育所等の最低基準(職員配置・設備の面積基準)
と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染予防の対策をしながら、子どもの命と健康を守り、心身の健全な発達を保障する保育が行われている。しかし、感染予防の対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染予防の対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の職員配置・設備の面積基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予想されるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準(子ども30人に保育士1人)は、設備の面積基準と同様、70年以上も放置されているのは、由々しき事態といわざるを得ない。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ国が責任をもって改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現させるよう、強く要望する。

1. 保育所等の最低基準(職員配置・施設の面積基準)と、保育士の処遇を抜本的に改善すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年 月 日 福井県〇〇〇議会

内閣総理大臣／財務大臣／厚生労働大臣

文部科学大臣／内閣府特命担当大臣(少子化対策) 宛

衆議院議長／参議院議長

資料 児童福祉施設最低基準

- 保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、その保育サービスの質を確保する必要から、国として「設備の必置に関する基準」、「設備の面積に関する基準」、「人員配置に関する基準」を『設備の基準』の範囲と内容とする児童福祉施設最低基準を定めている。
- 保育所の設置は、児童福祉施設最低基準に基づき必要な人員を配置し、設備を備えることとなっているが、設備の必置基準と面積基準は1948年の制定から70年以上の歴史を有しているが、一度も改正されずに現在に至っている。

乳児室(1.65㎡)やほふく室(3.3㎡)の面積基準、乳児のほふく室と幼児の屋外遊技場が同一の面積基準(3.3㎡)であるなど、利用している乳幼児の発達段階や保育場面を考慮した基準となるよう見直しが必要ではないでしょうか。

表1 保育所の設備の基準 (最低基準)

設備の必置基準	乳児(0～1歳)	幼児(2歳未満)	幼児(2歳以上)	保育室または遊戯室
	乳児室またはほふく室 医務室 調理室 便所	乳児室またはほふく室 医務室 調理室 便所	保育室または遊戯室 屋外遊戯室 調理室 便所	保育に必要な用具を備える
設備の面積基準	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	屋外遊戯室
	乳児1人につき 1.65㎡以上 幼児1人につき 1.65㎡以上	乳児1人につき 3.3㎡以上 幼児1人につき 3.3㎡以上	幼児1人につき 1.98㎡以上	幼児1人につき 3.3㎡以上
人員配置基準	保育士 (保育所1か所につき2人を下回ることはできない)		嘱託医	調理員
	0歳児 3 : 1人 1～2歳児 6 : 1人 3歳児 20 : 1人 4歳以上児 30 : 1人		1人以上	1人以上 (ただし、調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可)

表2 保育士配置基準 (最低基準)の推移

	乳児	1歳児	2歳児	3才児	4歳児	5歳児	
1948～1951年	10 : 1		30 : 1				昭和23～26年
1952～1961年	10 : 1		(10 : 1)	30 : 1			昭和27～36年
1962～1963年	10 : 1 (9 : 1)			30 : 1			昭和37～38年
1964年	8 : 1		9 : 1	30 : 1			昭和39年
1965年	8 : 1			30 : 1			昭和40年
1966年	(7 : 1)			30 : 1			昭和41年
1967年	6 : 1			30 : 1			昭和42年
1968年	6 : 1			(25 : 1)	30 : 1		昭和43年
1969～1997年	(3 : 1)	6 : 1		20 : 1	30 : 1		昭和44～平成9年
1998年～	3 : 1	6 : 1		20 : 1	30 : 1		平成10年～

注1) ()内は最低基準ではなく、運営費(措置費)上の定数

注2) 1969～1997年の乳児(3 : 1)については、乳児指定保育所の場合にのみ限定して実現した配置

- 保育所の人員配置基準では、入所児の年齢・人数に対応する保育士人数が規定されるのみで、制定から70年以上の歴史を有しているが、4歳児以上の対応人数(30 : 1)は、一度も改訂されずに現在に至っている。

保育施設の長(施設長、保育所長)の配置が必置基準化されておらず、さらに主任保育士など一般的に行われる集団保育(クラス制)を反映した人員配置に配慮した基準の見直しが必要ではないでしょうか